

「京銀販路開拓サービス」利用規定

「京銀販路開拓サービス」利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社京都銀行（以下、「当行」といいます）が提供する「京銀販路開拓サービス」（以下、「本サービス」といいます）をお客さまが利用する際に、お客さまと当行との間で適用される条件を定めるものです。

第1条（本サービスの内容）

本サービスは、当行が本サービスの利用を認めたお客さま（以下、「契約者」といいます）に対して、契約者との商談を希望する顧客（以下、「紹介先」といいます）を当行が紹介するサービスです。

第2条（利用申込）

本サービスの利用は、本規定の内容を承諾のうえ、「京銀販路開拓サービス」申込書によりお申し込みください。

第3条（独立性）

- （1）本サービスは、当行が、契約者に紹介先を紹介する義務を負うものではなく、また、当行が、契約者と紹介先との取引成立を保証するものではありません。
- （2）本サービスは、当行が、紹介先の経営内容、業務内容、信用状況を保証するものではありません。紹介先に対する営業活動は、契約者ご自身の判断と責任において行ってください。
- （3）本サービスを利用したことにより契約者に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- （4）本サービスの利用による契約者と紹介先との取引の成否は、当行の契約者に対する他の業務に何ら影響を及ぼすものではありません。

第4条（情報の取扱い）

- （1）契約者は、本サービスにより知り得た情報を本サービスの利用目的以外に使用してはならず、また第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。
- （2）契約者は、当行が契約者に関する以下の情報を紹介先に開示することに同意します。
 - ①契約者の名称、業種、取扱商品・サービス及び契約者が当行と取引を行っていること
 - ②その他、契約者が当行に対して紹介先への開示を許容した情報

第5条（取引状況の報告）

- （1）契約者は、紹介先との取引が成立した場合、速やかに別紙「成約報告書」を当行に提出するものとします。

- (2) 前項に定めるほか、当行は、契約者に対し、契約者と紹介先との取引の状況について報告を求めることができるほか、必要に応じて紹介先に照会することができるものとします。

第6条（紹介手数料）

- (1) 契約者は、紹介先との取引が成立した場合、規定の手数料を当行に支払うものとし、なお、当行は、いかなる場合も契約者から受領した紹介手数料を返金致しません。
- (2) 契約者は、前条第1項の成約報告書に基づき、取引成立日の翌月末までに、当行が指定する銀行口座に紹介手数料を振込送金するものとします。なお、振込に要する手数料は、契約者が負担するものとします。
- (3) 契約者は、紹介手数料を紹介先との取引価格に転嫁しないものとします。

第7条（利用期間及び解約）

- (1) 本サービスの利用期間は、本サービスの利用開始後初めに到来する8月末日までとします。ただし、利用期間満了の1ヶ月前までに、契約者又は当行のいずれから本サービス解約の申し出がない場合には同一条件をもって自動的に1年間の更新を行うものとし、以後も同様とします。
- (2) 契約者は、「京銀販路開拓サービス」解約届を提出することにより、いつでも本サービスを解約することができるものとします。
- (3) 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合、当行は、契約者に事前に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。
- ① 支払の停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - ② 廃業したとき
 - ③ 営業の禁止又は停止、もしくは免許等の取消等の処分を受けたとき
 - ④ 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - ⑤ 契約者の信用状態の悪化等により紹介先との取引に制約又は取引の継続に障害が生じる相当の事由が生じたとき
- (4) 契約者との商談を希望する紹介先が1年間ない場合、当行は、契約者に通知することにより本サービスを解約することができるものとします。
- (5) 本サービスが解約された時点において、既に当行から契約者に紹介された紹介先がある場合には、契約者及び当行は、当該紹介先に関連する限り、本サービスに定める権利義務を有するものとします。

第8条（反社会的勢力排除に係る表明及び確約）

- (1) 契約者は、自ら又は自らの役員及び経営に実質的に関与している者が、現在、暴力団、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤反社会的勢力と社会的に非難される関係を有すること。
- (2) 契約者は、自ら又は自らの役員及び実質的に経営に関与している者が、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。
- (3) 本条第1項に基づく表明に虚偽が判明したとき、もしくは同項に基づく確約に反する事実が生じたとき、又は、前項に基づく確約に反する事実が生じたときは、契約者は本サービスが解約されても異議を述べません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも、当行は一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとし、ます。

第9条（規定の変更等）

本規定は、民法の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ウェブサイト上その他の相当の方法により周知します。

第10条（準拠法と管轄）

本規定及び本規定に基づく取引の準拠法は、日本法とします。本規定に基づく取引に関して、訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2025. 1. 6 改訂)

成約報告書

2023年●月●日

株式会社京都銀行 御中

株式会社 ●●●

支払金額合計	円
--------	---

月	日	取引内容	支払金額 (消費税抜き)

合計	手数料額(消費税抜き)	消費税額等
10%対象		円

手数料計算式

--

ご提出先 bmsiharai@kyotobank.co.jp (京都銀行 営業本部 法人総合コンサルティング部)